

危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供するものではないことに関する表明・確約書

貸 主 殿

物件名称 :

所在 地 :

借主住所 :

氏 名 :

- 1 私（当社）は、平成 年 月 日付賃貸借契約に係る建物（物件）を、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しないことを表明、確約いたします。
- 2 私（当社）は、当該建物（物件）を業として危険薬物の販売等の用に供した場合、又は当該建物（物件）を特殊詐欺の用に供した場合は、貴社（貴殿）より、この契約が催告なく解除されても異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社）の責任とすることを表明、確約いたします。
- 3 私（当社）は、当該建物（物件）を第三者に転貸する場合においては、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
 - (1) 転貸借契約の締結に際して、その相手方に、当該建物（物件）を危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨を約させること。
 - (2) 転貸借契約の締結に際して、その相手方が当該建物（物件）を業として危険薬物の販売等の用に供した場合、又は当該建物（物件）を特殊詐欺の用に供した場合は、この契約が催告なく解除されても異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、相手方の責任とする旨を約させること。
 - (3) 当該建物（物件）が業として危険薬物の販売等の用に供された場合、又は当該建物（物件）が特殊詐欺の用に供された場合は、直ちに契約を解除し又は契約解除のための措置をとること。

平成 年 月 日

署名

印

- （注1）「危険薬物」とは、別表に掲げる薬物及びこれらと同様に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるものをいいます。
- （注2）「販売等」とは、製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（ただし、他の法令において正当な行為と認められているもの、又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途など正当な理由により行うものを除く。）をいいます。
- （注3）「特殊詐欺」とは、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいいます。
- （注4）契約相手の連帯保証人については、必要に応じて作成することとしてください。
- （注5）契約の主体によって、「私」、「当社」、「貴殿」、「貴社」を使い分けてください。

別表

- 一 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物

危険薬物の濫用の根絶及び特殊詐欺の根絶に関する賃貸借契約特約追記条項

特約追記条項

第1条

借主（乙）は、本物件の使用に当たり、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供してはならない。

第2条

貸主（甲）は、乙が本物件の使用に当たり、次の各号に該当することが判明した場合には、何らの催告も要せずして、本契約を直ちに解除し又は契約解除に向けた措置をとるものとする。

- (1) 業として危険薬物の販売等の用に供したこと
- (2) 特殊詐欺の用に供したこと

第3条

甲が前条の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲はこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(注1) 「危険薬物」とは、別表に掲げる薬物及びこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるものをいう。

(注2) 「販売等」とは、製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（ただし、他の法令において正当な行為と認められているもの、又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途など正当な理由により行うものを除く。）をいう。

(注3) 「特殊詐欺」とは、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。

別表

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物